

3 文科初第2484号
令和4年3月18日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第44号）が令和3年9月13日に公布され、令和4年4月1日から施行されます。

この省令は、退学処分を行うことができない学校を、「市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校」に限ることで、都道府県立の小学校、中学校、義務教育学校においても、退学処分を行うことができるよう、所要の規定を整備するものです。

この省令の概要等は下記のとおりですので、御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

なお、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県・指定都市におかれては所管の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1の認定を受けた地方公共団体におかれては認可した学校に対して、このことを御周知願います。

記

第1 改正の概要

退学処分を行うことができない学校を市町村立の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）、義務教育学校等に限ることで、都道府県立の小学校、中学校、義務教育学校においても、退学処分を行うことができるものとする。

第2 改正の趣旨

現行の法令上、都道府県立を含め、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）、義務教育学校、特別支援学校（小・中学部）においては、義務教育を最終的に保障するということから、懲戒としての退学処分を行うことができない。一方、性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、市町村教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

しかし、都道府県立の小学校、中学校、義務教育学校については、私立の小学校、中学校、義務教育学校等と同様に、区域外就学等として扱われ、希望者について校長が入学を認める性格のものであるため、退学処分を認めたとしても、市町村立の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）、義務教育学校が最終的な受け入れ先となる。したがって、都道府県立の小学校、中学校、義務教育学校においても、国立及び私立の小学校、中学校、義務教育学校等と同様に、退学処分を認め、出席停止の措置は認めないものとする。

第3 施行期日について

本省令の施行期日を令和4年4月1日とすること。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線：3298）

FAX：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

○文部科学省令第四十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十六条「略」</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p> <p>一～四「略」</p> <p>④・⑤「略」</p>	<p>第二十六条「略」</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p> <p>一～四「略」</p> <p>④・⑤「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。